

財団法人まちみらい千代田
平成22年度第1回評議員会議事録

1 日 時

平成22年5月25日（火） 午前10時から午前11時02分

2 場 所

ちよだプラットフォームスクウェア5階501～502会議室

（千代田区神田錦町 3-21）

3 評議員現在数 17名

4 出席者

（1）出席者（11名）

野本俊輔、片岡勝吾、鏑木美知子、澤崎宏、瀬川昌輝、高田咲子、
棚橋孝江、長坂慶子、根本昌芳、服部浩美、廣瀬元夫

（2）委任状提出者（6名）

塚本一郎、大澤義行、岡田貫伍、新堀君枝、本郷滋、米倉伸三

（3）当法人の出席者

理事長若林尚夫、事務局長金井義之

5 議 題

（1）議案第1号 平成21年度財団法人まちみらい千代田事業報告について

（2）議案第2号 平成21年度財団法人まちみらい千代田収支決算について

6 開会、挨拶、定足数確認、議事録署名人の選任

定刻に至り、野本会長が寄附行為第35条第1項の規定により議長となり、開会を宣言した。まず、若林理事長に開催の挨拶を求めた。

理事長は挨拶の中で、21年度はほぼ計画通りの事業執行となったとしながらも、区からの受託事業において職員が起こした不祥事について改めて陳謝した。また、これに伴い発生した損害金については本人の負担により処理が終わり、加盟店への支払いや受託事業に伴う事務処理についても終了したが、事件の後遺症により、全般的に財団運営は厳しい状況にあるとの報告もあった。

次に、塚本評議員、片岡評議員、新堀評議員の退任について事務局より報告がなさ

れ、出席していた片岡評議員が退任の挨拶を行った。

次に金井新事務局長の自己紹介に引き続いて本日の出席者について報告をさせ、寄附行為第27条の規定で定める定足数を満たしていることを確認し、本評議員会が有効に成立している旨を告げた。

続いて、本評議員会の議事録署名人として、澤崎宏評議員と高田咲子評議員の2名を指名したい旨を諮ったところ、満場一致の賛成があったので、両評議員を指名し、本人もこれを承諾した。よって、議案の審議に入った。

7 議事の経過及び結果

(1) 議案第1号 平成21年度財団法人まちみらい千代田事業報告について

(2) 議案第2号 平成21年度財団法人まちみらい千代田収支決算について

議案第1号及び議案第2号は相互に関連があるので、これを一括して審議したい旨を諮ったところ、全員異議なく了承した。

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

21年度は「住む」「働く」「暮らす」「楽しむ」「支える」の5つの柱を掲げた年度当初の事業計画及び補正予算に基づき、概ね計画通りの事業執行となった。このため、今回は5つ柱を基に特徴的な事業を取り上げていく。

「住む」においては、千代田マンション交流会が自主的な運営組織として発展したことを受け、事業を見直した結果、21年度限りで支援を終了した。

「働く」においては、2回目となる千代田ビジネス大賞の事業推進を図った。また、千代田印刷会館を活用し、新たにインキュベーション施設を開設した。それから、市町村サテライトオフィス東京を開設し、現在7団体が入居している。

「暮らす」においては、町会の様々な活動を収録したDVDを作成し、町会やマンション管理組合に配付した。また、千代田区から委託を受けたちよだスポーツフェスタを開催し、ウォーキング教室等を実施した。

「楽しむ」においては、経済状況等により江戸天下祭が中止となったが、これまで交流があった地方都市からの要望に応える形で、ちよだ江戸祭2009として山車人形等の展示を行った。また、街道文化講座千代田塾を区民ホールにて計6回開講した。

「支える」においては、千代田まちづくりサポートを実施し、14グループに助成した。また、まちみらいニュースの発行、ポータルサイトの運用等、情報の受発信機能の充実を図った。なお、平成22年3月末の賛助会員数は法人43社、個人51名で、21年度の賛助会費収入は415万5千円であった。

収支決算については、まず貸借対照表総括表から財団の財務状況を見て、流動資産が流動負債を上回っているため、経営は安定している。また、固定資産が正味財産を上回っているが、固定資産のほとんどが定期預金及び債権のため、資金的に問題はなく長期的にも経営は安定している。負債についても返済する必要がある負債を正味財産が大きく上回っているため、経営は安定している。

続いて正味財産増減計算書総括表から見る財団の財務状況は、利率が低い状況下で、1千4百万円余りの資金運用収入を上げることができた。この中で、江戸天下祭の中止に伴う自主事業の実施や印刷会館のインキュベーション施設開設など独自に実施し、その資金を経営基盤安定基金からの繰入で賄った。このため、経営基盤安定基金の期末残高は8千7百万円余りの減となり、その他の計上収益及び経常費用を含めた当期一般正味財産増減額は、8千万円の減となった。指定正味財産増減の部では、運用益及び受取寄付金として誘導協力金が入ったことにより8千2百万円余り増加したが、一般正味財産へ一部振替を行ったため、全体としては5千万円の増加となった。よって、正味財産期末残高は1億7千万円余りとなり、昨年より3千万円の減となった。

今後も引き続き、事業の見直しを行い、収益の拡大のみならず費用の削減を図り、効率的で安定した財団運営に努める。

以上のように説明を行い、監事監査において妥当であるとして承認されたことを報告した。ただその中で、消費生活支援事業執行時の職員の不祥事についての意見等、また公益財団法人への移行認定へ向けての組織人事を速やかに進めて欲しいとの要望があった旨を併せて報告し、出席評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

なおその際、次のような質疑応答や意見があった。

- 説明がいつもより若干簡略化されていた気がする。
 - もう少しページ数等を交えた説明があるとありがたい。
 - 決算の中で誘導協力金とあるが、具体的にどのようなものか説明願いたい。
- (事務局)

事業報告(案)の7ページにリンケージ制度による誘導協力金の活用とあるが、このリンケージ制度とは千代田区が住宅付置制度要綱等に基づき、大手町・丸の内・有楽町地区(大丸有地区)で大規模再開発を行う際に、同地区に住宅の付置が無い場合、神田地区へ隔地住宅として誘導する制度である。そして、区と事業者が住宅付置について事前協議を行い、この制度の合意がなされた場合、事業者から開発協力金の10%相当額が誘導協力金として財団へ拠出される。昨年度は6千8百万円余りの受入れがあったが、使用に関

しては神田地区に限定されていることから、誘導協力金取扱規程に基づき、秋葉原 TMO の支援に 1 千 7 百万円余りを使用した。

○大丸有地区で開発工事を行う際、事業者が区へ一定の協力金を支払う仕組みになっているとの事だが、その 1 割が区から財団へ寄付されたということか。また、支払い義務の根拠は法令等で定められているものか。

(事務局)

区から拠出されるのではなく、事業者から直接財団へ支払われる形である。昨年度の大きな再開発としては中央郵便局の所があり、ゆうちょ銀行から誘導協力金の拠出があった。支払い義務の根拠については千代田区の制度があり、要綱等で定められている。

○TMO とは何か。

(事務局)

秋葉原タウンマネジメントオフィスの略で、秋葉原地区でのイベントや地域の活動を支援する目的で、千代田区が設立した株式会社である。

○大丸有地区で再開発が行われた場合に拠出されるという事だが、麴町地区で大規模再開発が行われた場合は財団に反映されるのか。

(事務局)

あくまで財団に拠出される誘導協力金は大丸有地区限定である。

○債券の運用についてももう少し詳しく知りたい。また、39 ページに債券の評価損益について記載されているが、運用のリスクについてどのように考えているか。

(事務局)

評価損益はマイナス計上されているが、実際の債券としては満期になった際には帳簿価格が戻ってくる。あくまで今現在売却した場合の数字であり、満期保有目的という点を鑑みて、帳簿価格で元本が戻ってくるという方針で運用している。また、ユーロ円債については為替によって変動するが、前述の通り元本が保証されている。利息については基本財産の運用収入となり、42 ページにあるように 1 千 4 百万円余りであった。その他には資産にそのまま利息が含まれているものもあり、固定資産から一般の資産へ振り替えたものが特定資産運用収入の 1 1 万円余りである。

8 その他

事務局から、区と協議中である財団の今後のあり方について、途中経過の報告があり、配付資料に基づき、次のような説明がなされた。

まず方向性としては公益性を活かし、魅力ある地域づくりを推進する。また、自主自立の観点から区の補助事業、委託事業を廃止するとともに、原則的に幹部以外

の区派遣職員を廃止する。つまり財源や人材は財団固有のものを活用して事業を推進していく。そして、それぞれの課題に対する基本方針は、理事会、評議員会等の機能強化を図ることや業務執行体制を見直すこと、財団の活動をPRすること等であるが、最重要課題である財務基盤の安定化については、補助金に頼らず、安定的な財源を確保し、健全な経営に努めていく事を打ち出している。なお、これらの見直しについては23年度から新たな事業展開を行うため、今年度は準備期間とする。

そして、今後の事業展開については、地域まちづくり、産業まちづくり、住宅まちづくりの3つの柱を軸に展開していく。個々の具体的な事業については節目に評議員会、理事会を開催し、報告及び議題に供していく予定である。

また併せて、例年だと次回評議員会は平成22年10月中旬の開催予定だが、前述の通り今後の方向性について相談・報告すべき事項がある場合はその前に開催する可能性がある旨の連絡があった。

なお、その際次のような意見交換が行われた。

- そもそもこの財団は区の事業を受託する受託型法人だったと認識しているが、区からの委託や補助がなくなってしまうと人件費すら捻出出来ないと考えられる。10億の基本財産を食い潰していく訳にもいかないであろうし、その辺りの見通しはどのように考えているか。

(事務局)

公益財団であるため、中々収益を上げながら運営していくというのは難しいが、公益性を追求しながら暫くは地道に実績を積み上げていくしかないと考えている。

- あまり収益を追求すると公益性を保てなくなるが、このままでは財団が尻すぼみになってしまう。実際のところどのような収入源を考えているか。

(事務局)

今のところは、基本財産の収益と賃料、秋葉原の施設の有効活用を考えている。

- 現段階でいきなり公益法人化するのはリスクが高いのではないか。一般財団法人へ一旦移行し、その後公益法人化を進めてはどうか。

(事務局)

事業の整理が済んではないが、一般財団法人へ一旦移行するよりも公益法人化を進めた方が全体としてのリスクが少ないと考えている。

- 市町村サテライトオフィス東京とあるが、この入居者を賛助会員として扱い、その賃料に公益性を持たせることは出来ないか。

(事務局)

実際には入居者はプラットフォームサービスと契約をしている。財団としてはその仕組み作り等で協力しているので、賃料は財団の収入にはなっていない。

追加であるが、資料にもある通り現状財団で自由に使えるお金としては、一般正

味財産の5億7千万円余りである。これまでの実績をベースに考えると11年間で食い潰す計算になるが、今後一層の事業のスリム化を図ることにより、それなりの活動が可能となる。もちろん財務基盤の安定化を図るようこれまでの事業に代わるものを模索する必要がある。

区との調整の中では財源の裏付けがないと運営は厳しいのではないかとの意見が評議員会では多数上がった旨を全面的に伝えていく。一定の方向性や財団の具体的な事業の柱が決まった段階で評議員会に諮り、公益財団化を進めていくので、もう暫く調整に時間をもらいたい。

- 行政受託型の法人として発足したわけであるから、受託事業がゼロというのはおかしい。いずれ復活するのではないかと考えられるが、現状は厳しいが頑張ってもらいたい。

9 閉 会

以上をもってすべての審議を終了したので、午前11時02分に議長は閉会を宣言し、解散した。

上記の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人2名がこれに署名、押印する。

平成22年5月25日

財団法人まちみらい千代田
平成22年度第1回評議員会

議 長 野 本 俊 輔 ⑩

議事録署名人 澤 崎 宏 ⑩

議事録署名人 高 田 咲 子 ⑩